

教育職員免許法第6条別表第3を根拠に取得する場合(所有する免許状の上進)

教員免許をすでに所有し、かつ教員免許状による教員として良好な実務経験年数(担当在職年数)を基礎資格として、2種免許状から1種免許状への上級免許状を取得する方法です。

別表第3により免許状を上進する場合は、必ず別表第1の科目表により都道府県教育委員会にて履修指導を受け、かつ勤務年数についても確認してください。

〔教育職員免許法第6条 別表第3〕

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄
受けようとする免許の種類		有する免許状の種類	最低在職年数	最低取得単位数
幼稚園教諭	1種免許状	幼稚園教諭2種免許状	5年	45
小学校教諭	1種免許状	小学校教諭2種免許状	5年	45
中学校教諭	1種免許状	中学校教諭2種免許状	5年	45
高等学校教諭	1種免許状	高等学校臨時免許状	5年	45

最低在職年数を超える在職年数があるときは、5単位にその超える在職年数を乗じて得た単位数を当該最低単位数から差し引くものとする。(10単位を限度とする。)

〔教育職員免許法施行規則第11条〕

免許法別表第3の規定により普通免許状の授与を受ける場合の単位の修得方法は、次の表の第1欄に掲げる免許状の種類に応じ、それぞれ第2欄に掲げる科目の単位を含めて第3欄に掲げる単位数を修得するものとする。

第1欄		第2欄			第3欄
免許の種類		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低取得単位数
幼稚園教諭	1種免許状	4	20	6	45
	2種免許状	5	30		45
小学校教諭	1種免許状	4	21	5	45
	2種免許状	4	29	2	45
中学校教諭	1種免許状	10	16	4	45
	2種免許状	10	21	4	45
高等学校教諭	1種免許状	10	12	8	45

教科及び教科の指導法に関する科目

※本学卒業生(通学課程を含む)を受講対象として開講しています。

音楽：中学校、高等学校

教育職員免許法施行規則に定める科目	科目コード	本学での開講科目	授業形態	単 位			備 考 ()は東京受講の費用
				通信	面接	計	
ソルフェージュ	1909	ソルフェージュ(注5) ※	演習	2		2	
声楽 (合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。)	1950	声楽1(注1)	実技		2	2	日本の伝統的な歌唱を含む。6日30,000円(50,000円)
	1951	声楽2(注1)	実技		2	2	日本の伝統的な歌唱を含む。6日30,000円(50,000円)
	1924	合唱	演習		2	2	6日30,000円
器楽 (合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)	1952	ピアノ1(注1)	実技		2	2	6日30,000円(50,000円)
	1953	ピアノ2(注1)	実技		2	2	6日30,000円(50,000円)
	1927	器楽合奏法(注4)	演習	1	1	2	和楽器を含む。3日15,000円(18,000円)
	1928	伴奏法(注4)	演習	2		2	
指揮法	1929	指揮法(注4)	演習	2		2	
音楽理論・作曲法 (編曲法を含む。) ・音楽史 (日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)	1904	西洋音楽の歴史と理論	講義	1	1	2	2日10,000円(12,000円)
	1905	日本音楽の歴史と理論	講義	1	1	2	日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む2日10,000円(12,000円)
	1913	コンピュータと音楽(注2)[Web教材科目]	講義	4		4	
	1914	ポピュラー音楽論(注2)[Web教材科目]	講義	2		2	
	1902	人間と音楽(注5)	講義	4		4	
	1907	和声法1(注3)[Web教材科目]	演習	2	2	4	6日30,000円(36,000円)
	1915	和声法2(注3)[Web教材科目] △	演習	2	2	4	6日30,000円(36,000円)
	1910	楽典(注5)	演習	2		2	
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	1930	作曲法	演習	4		4	編曲法を含む。
	5018	音楽科指導法I ※	講義	2	2	4	3日20,000円(24,000円)
	5019	音楽科指導法II(注6) △	講義	2		2	中学免許のみ必須。
	5020	音楽科指導法III(注6) △	講義	2		2	中学免許のみ必須。

注1) 取得順位「声楽1」→「声楽2」、「ピアノ1」→「ピアノ2」同時履修不可。声楽・ピアノの学外(東京)スクーリング授業料は1単位につきそれぞれ25,000円です。

注2) 「コンピュータと音楽」、「ポピュラー音楽論」はWord等[ドキュメントファイル形式(拡張子: doc)]で書き出し可能なワープロソフトが必要になります。

注3) 「和声法1」、「和声法2」はプリンターが必要となります。「和声法1」と「和声法2」は同時履修不可。

注4) メディアに録音して提出する課題があります。(録音機器は、各自でご用意ください。)

注5) 「ソルフェージュ」、「人間と音楽」、「楽典」の受講には、パソコンとインターネット接続環境が必要となります。(['楽典']はプリンターも必要。)

注6) 「指導法III」のみの履修は不可。但し、本学にて既に「指導法I・II」の6単位を取得済みの場合を除く。また、「指導法II」と「指導法III」のみの履修も不可。

※太字は「一般的包括的内容」を含むために必要な科目。

※ Web教材科目には、パソコンとインターネット接続環境が必要となります。